

工管宇

官公需適格組合制度講習会

組合受注の環境整備へ

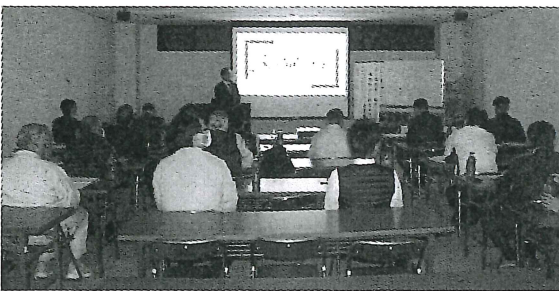


和田理事長

宇都宮市管工事業協同組合（和田均理事長）は13日、宇都宮市の管工事会館で「官公需適格組合」に関する講習会を開催。県中小企業団体中央会（渡邊秀夫会長）の講師派遣事業を活用し、須田経管相談所の須田秀則代表に講師を要請。組合員15人が出席し、近年急速に広まりつつある官公需適格組合の認定に必要な知識を学んだ。

講義に先立ち、和田理事長は「就任以来、官公需適格組合の研究を進めてきた。栃木市や大田原市の管工事業組合をはじめ、関東の同業種では48組合が適格組合となっている。当組合としても適格組合の認定を受け、組合受注がしやすい環境をつくりたい」と述べた。

中央会の鈴木俊浩事業管理部主任兼部長補佐によるあいさつの後、須田代表が登壇。官公需適格組合制度



適格組合に必要な知識を学んだ

の体系や内容、認定の要件などを説明した。

官公需適格組合制度は、国が中小企業官公需の受注機会増大を図るために定めたもの。組合への発注が中小企業の工事、業務、物品

・役務の受注機会を拡大するのみに寄与するとの考え方に立ち、受注に意欲的で十分に責任をもって履行できる経営基盤が整備されている組合を中小企業庁が証明する。

組合受注は個々の中小企業に代わって組合が受注することで、個々の中小企業では受注できない大型の官公需を受注することも可能。

今後多くの自治体で組合受注の拡大が見込まれるのに加え競争入札で適格組合がアドバンテージを得られる可能性もあり、適格組合の証明を取得する組合が急増している。